**平成２３年（フ）第１０７号**
熊本県八代市袋町２番40―３号
債務者　吉武　友子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２３年（フ）第４５７号**
愛知県豊田市下仁木町蔵屋敷336番地１
債務者　加藤　謙司
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２７４号**
北海道帯広市西11条南24丁目45番地　サクセスハイム⑥―205号室
債務者　玉田　宗大
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第２７６号**
北海道河西郡芽室町東３条１丁目２番地　グループホームえぞりす
債務者　加藤　康雄
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第１４３１２号**
東京都文京区大塚３丁目21―11
債務者　飯野　一男
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３６３号**
東京都豊島区池袋本町３丁目１－９　岡村方―201
債務者　野口　正文
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３８１号**
埼玉県川口市西青木３丁目10―５―205
債務者　柳田　キヨ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３８２号**
埼玉県川口市西青木３丁目10―５―205
債務者　柳田　康徳
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３８４号**
千葉県松戸市野菊野２―２―1019
債務者　田中美津子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３８５号**
埼玉県さいたま市西区大字土屋580―４―102
債務者　堀田　将紀
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３８７号**
東京都江東区越中島３丁目６―15―506
債務者　山田由紀彦
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４３９３号**
東京都大田区大森西７丁目７－２―202
債務者　高橋　一宏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４４２４号**
東京都足立区西保木間２丁目９－８―301
債務者　清宮　智美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４４３３号**
神奈川県横浜市神奈川区白幡南町34―Ｂ―608
債務者　高橋　定春
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４４５１号**
東京都新宿区西落合１丁目21―22―203
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４４５７号**
東京都品川区平塚２丁目９―31―603
債務者　仲松まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部